

佐賀県告示第 169 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 19 条第 1 項の規定により、佐賀県重要無形文化財として次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要無形文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
無第 9 号	佐賀県重要 無形文化財 (工芸技術)	ガラス工芸技術（宙吹き）	－	佐賀市道祖元町 106 番地 ガラス工芸技術 （宙吹き）保存 会	ガラス 工芸技術（宙 吹き） 保存会